

NGOかながわ国際協力会議(第1期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成25年2月末時点） ＜過去の状況を含む＞
1	<p>在住外国人支援NGO、外国人コミュニティ、外国籍県民の諸団体によって構成される、多文化共生をめざしたNGOネットワーク組織の設立支援を行い、在住外国人をめぐる課題解決のため、施策立案、施策運営の両面でこのNGOネットワークとパートナーシップを組むこと。</p>	<p>・外国籍県民が安心して医療を受けられるよう医療通訳を派遣する支援については、支援団体等とともに平成13年8月に「医療通訳制度検討委員会」を立ち上げ検討を行い、平成14年度にモデル事業を実施した。</p> <p>・平成15年度から平成19年度は、かながわボランティア活動推進基金21を活用したNPOと県との協働事業として、医療通訳派遣システム構築事業を実施した。（平成15年度は県内の6協力病院に、7言語の医療通訳スタッフを派遣。16年度から協力病院を16に拡大。17年度からインドシナ3言語を加えた10言語の医療通訳スタッフを派遣。19年度には協力病院を17に拡大。）</p> <p>・平成20年度は、基金21事業の成果を踏まえ、NPO法人、医療機関等と役割分担等を調整し、県負担金事業「医療通訳派遣システム事業」として実施。平成21年度以降は、本事業に賛同し負担金を支出する市町及び神奈川県を構成員とする新たな協議会(かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会)を設置して継続実施している。(国際課)</p>
2	<p>多文化共生NGOネットワークに対し、その自立性を最大限に尊重しつつ、活動の拠点整備や、運営面でのサポート、事業委託などの支援を行うこと。</p>	<p>・地球市民かながわプラザでは、NGO情報の収集・蓄積、情報提供、活動スペースの提供を行うなど、NGO活動の拠点としての機能を充実させている。</p> <p>・一般通訳の派遣や居住支援について、NGOの専門性を活かし、事業を委託している。(国際課)</p>
3	<p>地球市民かながわプラザを、多様な国際活動の場として、使いやすい利用者本位の施設とするため、そのあり方を見直し、さらに(財)神奈川県国際交流協会にその運営を任せ、多文化共生NGOネットワークをはじめ、多くのNGOや、外国人コミュニティの参画のもとに運営を行うこと。</p>	<p>・地球市民かながわプラザは平成18年度から指定管理者制度へ移行し、その指定管理事業のなかで、市民団体企画支援事業等をはじめ、様々なNGOと連携した事業を行っている。(国際課)</p>
4	<p>(財)神奈川県国際交流協会が、NGO、外国人コミュニティを支援するためのリソースセンターとして、相談、多文化共生、人材育成などの機能を充実・整備するため、必要な支援を行うこと。また、協会職員として、外国籍県民を積極的に採用するよう要請すること。</p>	<p>・かながわ国際交流財団は、県からの助成を受けて、多文化共生の地域社会づくりや国際人材育成等の事業を行っている。</p> <p>・多文化共生・NGO協働推進センター(財団本部)において、情報収集・提供・相談対応を行っている。(国際課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第1期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成25年2月末時点） ＜過去の状況を含む＞
5	<p>県教育委員会が制定した「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針(1990年3月23日制定)」を、「多文化共生社会」の実現をめざして、関係する幅広い層からの多様な意見を採り入れて改定を行うとともに、基本方針の実効性を確保するため、必要とされる施策を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針は、在日外国人に対する差別をなくそうとする県教育委員会の基本的な考え方を示したものであり、改定する必要はないものとする。(教育委員会行政課) ・市町村教育委員会に関する提言については、指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。 ・小中学校において、「総合的な学習の時間」等における交流事例等を教員に対して会議等で紹介している。具体的には、地域在住の外国籍の方や近隣の大学の留学生に、各国の文化を紹介してもらったことや、インターナショナル・スクールや海外の姉妹都市の学校との交流について説明している。県としては、小・中学校の協議・情報交換の場を設けるなど、取組を支援した。(子ども教育支援課) ・平成15年度から「県立高等学校等通訳支援事業」を実施し、外国籍生徒が学業や進路など円滑な学校生活を送れるよう支援している。平成25年度についても、本事業を継続していく予定である。 ・NPOとの協働事業で、地域で活躍する日本語を母語としない子ども達への日本語指導等の支援を行っている人を、多文化教育コーディネーターとして平成24年度は15校に派遣し、日本語を母語としない生徒に対して日本語指導及び教育相談等を行った。 ・また、同校については、県単独事業「日本語を母語としない生徒支援者派遣事業」としても、支援者(サポーター)を派遣し、日本語指導や母語による学習支援を行った。 ・平成25年度においても、両事業を有機的に連携させ、有効な支援を行う予定である。(高校教育企画課、高校教育指導課)
6	<p>NGOの国際協力活動に対し、県の持つ専門技術や専門情報を提供したり、適正な技術を共同開発する仕組みを確立するとともに、一定の要件を満たすNGOのプロジェクトに対しては、必要により専門技術職員を派遣するなど、NGOとのパートナーシップ事業を検討すること。</p>	<p>・産業技術センターでは、平成19年4月より「神奈川県産学公技術連携データベース」による情報提供を開始した。現在は、企業の技術情報や当センターの研究情報等を提供し、かつ県内理工系大学が保有する研究情報を横断的に一括して検索できるサービスを提供している。また、「かながわ技術連携マッチングポータル」により、企業間、企業・大学間のマッチング支援サービスを提供している。(産業技術センター新産業振興課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第1期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成25年2月末時点） ＜過去の状況を含む＞
7	<p>国内外における災害などにおいて、緊急に援助が必要となる場合、NGO、自治体、県国際交流協会等が中心となり、「緊急援助委員会(仮称)」を設置するなどして、一体的、効率的な援助体制の確立を図るため必要な支援を行うこと。</p>	<p>・インド西部大地震(平成13年1月)では、かながわ国際交流財団を中心に「かながわ被災地NGO活動支援委員会」を設置し、現地NGOを支援した。</p> <p>・かながわ国際交流財団は関東地域国際化協会連絡協議会の会員として、平成21年3月に関東地域の国際交流協会と「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書」を結んでいる。</p> <p>・県及び県内自治体により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」(事務局:県国際課)の中で、平成20年に「災害時外国人住民支援検討部会」を新設し、災害時の取組としての「災害時多言語支援センター」の設置・運営を見据えた平時のネットワーク作り及びそのネットワークを利用した取組について調査・研究を行った。平成22年3月には調査・研究した内容を報告書にとりまとめ、市町村と情報を共有した。</p> <p>・同研究会の中で、平成22年10月に災害時外国人住民支援をテーマとした研修会を開催し、自治体と国際交流協会等でそれぞれの災害時における役割を共有した。</p> <p>・平成23年5月には、県内8の自治体と災害時外国人住民支援に係る意見交換会を行い、同年9月には、県内自治体・国際交流協会等を対象として、「災害時外国人住民支援における今後の実践的な取組み」をテーマとした研修会を開催し、災害時の広域的な自治体・NPOの連携について共有した。</p> <p>・平成24年3月にかながわ国際交流財団と大規模災害時に「災害多言語支援センター」を設置する協定を締結した。</p> <p>・平成24年11月及び25年1月、県及び県内政令市などで、震災時における外国人住民支援に関して意見交換を行い、施策について情報を共有した。また先進的な事例を学び、県内の災害施策について協議した。(国際課)</p> <p>・国外の大規模な災害においては、国際緊急援助隊法に基づき、自治体からも消防、医療、その他の専門家チームとして派遣されることになっており、その枠組みの中で対応をしている。また、国内の大規模な災害においては、緊急消防援助隊の派遣や自治体間の相互応援協定の枠組みの中で応援を行うほか、本県独自の対応として、「災害対策支援本部」等を設置して被災地を支援することとしている。(災害対策課、消防課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第1期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等（平成25年2月末時点） ＜過去の状況を含む＞
8	「緊急援助委員会(仮称)」の要請により、自治体職員の医師・看護婦などの医療技術者を海外を含めた災害現場に派遣する制度を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・インド西部大地震(平成13年1月)では、かながわ国際交流財団を中心に「かながわ被災地NGO活動支援委員会」を設置し、現地NGOを支援した。(国際課) ・国外の大規模な災害においては、国際緊急援助隊法に基づき、自治体からも消防、医療、その他の専門家チームとして派遣されることになっており、その枠組みの中で対応をしている。また、国内の大規模な災害においては、緊急消防援助隊の派遣や自治体間の相互応援協定の枠組みの中で応援を行うほか、本県独自の対応として、「災害対策支援本部」等を設置して被災地を支援することとしている。(災害対策課、消防課)
9	緊急災害時の援助物資集積場所や活動拠点として、地方自治体のもつ遊休施設等の活用を検討するとともに、その利用規約等の策定にあたっては、NGOの参画のもとに行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・インド西部大地震(平成13年1月)では、かながわ国際交流財団を中心に「かながわ被災地NGO活動支援委員会」を設置し、現地NGOを支援した。 ・県及び県内自治体により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」(事務局:県国際課)の中で、平成20年に「災害時外国人住民支援検討部会」を新設し、災害時の取組としての「災害時多言語支援センター」の設置・運営を見据えた平時のネットワーク作り及びそのネットワークを利用した取組について調査・研究を行っている。平成22年3月には調査・研究した内容を報告書にとりまとめ、市町村と情報を共有した。(国際課)
10	子どもたちの国際協力や国際理解に関する意識の啓発を図るため、国際理解に関する授業を拡充するとともに、授業プログラムづくりにNGOや外国籍県民が参加し、さらに講師として学校教育現場へ派遣する仕組みをつくること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地球市民かながわプラザでは、NGOと連携し、交流交歓学習事業、アウトリーチ事業などを行っている。また、地球市民学習事業を行って、子どもたちの国際協力・国際理解への意識啓発を図っている。(国際課) ・市町村教育委員会に関する提言については、指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。(子ども教育支援課)
11	県・市町村職員、教職員を対象とした国際理解研修の充実を図るとともに、特に教職員については、費用の一部を負担するなどの方法により、NGO等が実施するスタディツアーへの参加を促進すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村職員を対象に「かながわ自治体の国際政策研究会」(事務局:県国際課)の研修事業として、多文化理解等に関する研修会を開催した。 ・同研究会にて、平成22・23年度に設置をした「地方自治体における多文化共生の意識向上検討部会」において、自治体職員が、外国人支援者団体・当事者団体の取組みについて学ぶためのフィールドワークを実施した。 ・平成25年2月に、自治体職員を対象に多文化共生推進に関する研修を行った。研修のなかで、多文化共生推進に関する事例を取り上げた。(国際課) ・市町村教育委員会に関する提言については、指導事務主管課長会議等の場で施策の実施について働きかけをした。(子ども教育支援課)